

高齢者・障がい者に対する個人情報保護 一法の適用とその問題一

The personal information protection for elderly and disabled

田沼 浩 Hiroshi Tanuma

† 駒澤大学 法学部

† Komazawa University, School of Law

要旨

高齢社会が急速に進む中、医療施設・高齢者施設などでは、どうしても個人の人権のひとつであるプライバシーは蔑ろにされがちである。日本も国際障がい者権利条約の批准が求められている中で、高齢者・障がい者に対するプライバシーを守ること、すなわち個人情報の保護ができるのかを新たな問題として提起する。そして、高齢者・障がい者のための個人情報の保護を組み込んだデザインとその社会システムを構築する必要性についても述べる。

1. 問題提起

日本の高齢化は1980年代から急速に進み始めて、現在65歳以上の高齢者人口比率は23.3%である¹。身上看護のための介護保険法(1997年)などの福祉関連法が導入され、高齢者支援としての民法による成年後見制度も2000年に施行された。また、高齢者のための施設である老人福祉施設も時間を掛けながらも整備されている。

このように高齢者に対する身体や財産の問題は解決されてきたが、その一方で成年被後見人の選挙権²のような人権に対する問題は十分に解決されたとは言い切れない。

その中でも、高齢者や障がい者のプライバシーの問題は議論すらほとんどされていない。確かに高齢者を通常の成人と考えれば、敢えて分けて議論する必要もなく、それだけを切り分けて議論する意味はないように思える。しかし、高齢者の中で、特に医療施設や高齢者施設に入居する者の中には、介護認定を受けるなど高齢者本人が自律的³に行動を行えない者もいる。

高齢者本人が自律的に行動を行えない者の個人情報を本当に守れるのか、すなわちプライバシーを侵害されたことすら自覚できない高齢者の個人情報を本当に保護することができるのか。これは、障がい者にも同じことが言えよう。本論文は、高齢者・障がい者に対する個人情報保護について論じることで、その課題を提起すると共に、個人情報の保護を組み込んだデザインとその社会システムを構築する必要性についても述べる。

2. 高齢者・障がい者に対するプライバシー

プライバシーはS.D. WarrenとL.D. BrandeisによるHarvard Law Review⁴の論文から端を発し、三島由紀夫作品「宴のあと」事件⁵以降、日本に於いてもプライバシーは判例上権利として確立している⁶。プライバシー権も、人格権として一身専属で不可譲の権利として認められている。成年被後見人等である高齢者や障がい者であっても変わることはない。プライバシーについて、国際障がい者権利条約22条は、次の通り規定されている。

第22条 プライバシーの尊重⁷

¹ 総務省統計局「高齢者人口」(平成23年9月15日現在推計)<http://www.stat.go.jp/data/topics/topi541.htm>

² 成年被後見人の選挙権については、平成25年3月14日東京地裁の判決により(東京高裁に控訴後、和解)、「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」が成立している(平成25年6月30日施行)。http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/touhyou/seinen/

³ 「自律性」とは自分でコントロールできるかということであり、自己情報をコントロールすることができるだけの事理弁識能力(民法7条参照)を有することを示す。(渋谷は、プライバシーを「道徳的自律」と表現していることから、ここでは「自律性」という言葉を使った。渋谷[2007]366頁[4])

⁴ Warren and Brandeis [1890][7]

⁵ 東京地裁昭和39年2月8日民集15巻9号2317頁。

⁶ 憲法の明文で認められた権利ではなく、判例で認められた権利である。判例には、比較衡量(比較衡量の原則、芦部[2007][1])と利益衡量(価値的な利益衡量の原則、佐藤[1995][3])によって、不法行為請求と差し止め請求を求めたものがある。たとえば、「逆転(実名によるアメリカ兵死亡を題としたノンフィクション作品「逆転」の差止の仮処分と和解した後、不法行為に基づく損害賠償請求)」事件(最高裁平成6年2月8日民集48巻5号149頁)や「週刊文春(田中麻紀子長女の離婚に関する記事差止請求(仮処分決定))」事件(東京高裁平成16年3月31日判例時報1865号12頁)などがある。

⁷ 国連サイト <http://www.un.org/disabilities/convention/conventionfull.shtml>

プライバシーだけではなく、名誉評判(honor and reputation)も含んで規定されている。信用の部分の英語は、reputationなので、わかりやすくは「評判や名声」と訳すべきであろう。そして、これは名誉と一体として考えるべきではないか。刑

1 いかなる障がい者も,居住地又は居住施設の如何を問わず,そのプライバシー,家族,住居又は通信その他の形態の意思疎通に対して恣意的に又は不法に干渉されず,また,名誉及び信用を不法に攻撃されない.障がい者は,このような干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する.

2 締約国は,他の者と平等に,障がい者の個人,健康及びリハビリテーションに関する情報に係るプライバシーを保護する⁸.

アメリカの判例を分析した結果から導き出したプロッサーのプライバシーの4分類⁹を当該条約22条に当てはめると,「私生活への侵入(Intrusion)」は1項,「私事の公開(Public Disclosure of private facts)」2項,「誤認を生ずる表現(False light in the public eye)」1項2項,「(氏名,肖像など)私事の営利的使用(Appropriation)」1項2項に該当するものと考えられる.そのことから,およそ22条は古典的なプライバシー「Right to be let alone(そっとしておく権利)」を保護するため,公開や使用による侵害を保護できるものと考えられる.ただし,1980年9月23日のOECD理事会で勧告された8原則の採択以降に考えられている現代的なプライバシー,すなわち個人データの収集,分析,利用による侵害をすべてカバー出来るかどうかについて,若干疑問は残る¹⁰.

3. 日本における高齢者・障がい者に対するプライバシーと個人情報¹¹

日本における大半の高齢者は,プライバシーに対して正しい判断能力を有することから,高齢者と非高齢者を取分ける必要性を感じることは少ない.しかし,判断能力が落ち始めたとき,すなわち事理弁識能力(民法7条)を欠くようになったとき,介護保険制度の整備と核家族化による家族構造の変化によって,このような高齢者は親族と同居せずに高齢者向け施設(以下,施設と称する)に入居するケースも増えている.施設は,個人情報保護としてプライバシー・ポリシーを公表していることも多い.当然,プライバシー・ポリシーも非高齢者に対するものと同じ内容で定められている¹².

しかし,施設がプライバシー・ポリシーを守っているかどうかははっきりしない.入居者,本人が判断できないとき親族が24時間施設を監視しているわけではなく,プライバシー・ポリシーが実現できているかどうかはどうしても疑わしくなる¹³.言いかえれば,施設側の善意に任されている.また,個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり,本人の同意を得ることが定められていても,入居者が成年被後見人であれば本人の同意が得られるはずはない.財産権の代理権しか有しないと解されている成年被後見人に本人に代わる個人情報に関する同意権があるとは言い難い¹⁴.

これは,成年被後見制度の医療同意権における施設など第三者との関係,要するに本人が判断できないときに誰が医療行為の同意をするかという問題と酷似している.そして,海外においては,医療同意権を法律に定められた国も多いが,日本に於いて医療同意権を定めた法律はない.ましてや,成年被後見制度には個人情報利用に関して本人以外の同意に関する規定はない¹⁵.

民法9条は「成年被後見人の法律行為は,取り消すことができる.ただし,日用品の購入その他日常生活に関する行為については,この限りでない.」となっている.個人情報利用を伴う法律行為(たとえば商品の購入など)は取り消すこ

法233条の信用棄損が「経済的側面における人の社会的評価を保護すること(最高裁平成15年3月11日刑集57巻3号29頁)」から, reputation は精神的側面の評価と考えるべきであり,信用という言葉を使うべきではないものと考えられる.(田中英夫の英米法辞典, Blacks を参照)

⁸ 外務省翻訳より抜粋 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_32.html

⁹ Prosser[1960][8]

¹⁰ ただし,同条約2項を広く解釈することで解決しようとしているのではないか.

¹¹ 宇賀[2013][2]

¹² 公益社団法人全国有料老人ホーム協会の「有料老人ホーム自主行動基準モデル」では,プライバシー・ポリシーの作成を求めている. <http://www.yurokyo.or.jp/investigate/index.html>

¹³ たとえば,インターネットを通して,親族に施設内の画像などを送るサービスはあっても良いはずであるが,他の入居者のプライバシーの関係もあって実現は難しい.

¹⁴ 小林・原[2002]268頁[5]

¹⁵ 個人情報保護法16条には,「個人情報取扱事業者は,あらかじめ本人の同意を得ないで,前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて,個人情報を取り扱ってはならない」となっている.成年被後見人のように本人が同意の意思を表示できないこともある.4項2~4号でも補いきれないとき,「別途法令で定める(1号)」ことになる.たとえば,本人の治療とは直接関係のない製薬会社の治療薬の研究のために遺伝情報を利用することが伝染病の予防や疾病の治療などの公衆衛生の向上に直接間接を問わず,他に代用できる情報ないなど特に必要がある場合でなければ,本人のあらかじめの同意なく利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用することはできない.

とができる。しかし、本人が個人情報取扱業者に情報を登録すれば取引相手に個人情報が渡ってしまう。この場合、個人情報取扱業者はあらかじめ本人から情報が渡っていることから、その利用目的の範囲内で個人情報を利用できる(個人情報保護法15条,16条1項)。たとえば、本人が物を買った店舗が会員情報の登録¹⁶によって、商品の情報を提供してることがある。提供された情報に基づいて、成年被後見人である高齢者が日用品を大量に購入するなどの問題が起こる可能性はある¹⁷。これは、古典的プライバシーの問題とは異なる。

本人に代わって、成年被後見人など代理権を有する者と契約した相手が個人情報取扱事業者であった場合、個人情報を取り扱うに当たって利用目的はできる限り特定されることになる。利用目的に変更があったとしても、合理的な範囲であれば、成年被後見人など本人の同意を得ることなく変更可能である(15条)。

しかし、個人情報取扱事業者に対して、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わせる場合、親権者、そして成年被後見人(未成年者成年被後見人や任意後見契約による成年被後見人を含む)、保佐人、補助人(そして以下、「成年被後見人等」と称す)は、本人に代わって同意をすることはできない(16条1項)。だが、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事業者は本人の同意を得なくても、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱うことができる(16条3項2号)。たとえば、成年被後見人が重篤な病状の時、本人の同意なく、施設は施設の利用という目的を超えて、病院に対して情報を提供することはできる。

人の生命、身体又は財産の保護という目的がはっきりしない場合、たとえば施設が本人を他の施設に移したい場合、他の施設に移すことが常に人の生命、身体又は財産の保護のために必要というわけではない。たとえば本人を施設から退去させるために、施設が他の施設に個人情報を提供することは、15条の特定された利用目的の達成に必要な範囲と言い切れるか。当然その個人情報を受けて、他の施設が成年被後見人のことを知ることになるが、成年被後見人の個人情報の内容によっては、難しいものと考えられる。もし成年被後見人が過去に患った人に感染する可能性のある性病や結核のような再発の可能性のある伝染病などの病歴が他の施設に渡れば、入居を拒絶されたり、入居のために高額な一時金を請求される可能性もある。そして、これが更に進めば、施設が入居者を選別するために成年被後見人本人の情報を収集、分析、利用することも考えられる¹⁸。

個人情報取扱事業者に対して適正な情報利用をさせるため、親権者や成年被後見人等は「開示等の求め(29条1項)¹⁹」を行使することができる。そして、開示等の求めをすることができる者として、未成年者又は成年被後見人の法定代理人(親権者、後見人、代理権を付与された保佐人・補助人²⁰、財産管理人(民法25条,952条))だけでなく、本人が委任した代理人にも認められている(29条3項,同施行令8条)²¹。

親権者は子の監護及び教育の権利(民法820条)を有していることから、監護や教育にかかる情報について「開示等

¹⁶ 会員登録を伴う契約は、成年被後見人やその代理権を付与された保佐人・補助人と結ぶことになる。

¹⁷ 消費者契約法4条2項「消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実(当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。)を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。」としている。不利益になる事実を告げたとしても、消費者たる成年被後見人はそれすら理解しえない場合には、日用品等の購入の場合があるので、特定の要件(本人が成年被後見人であることを秘匿して取引するなど)、取引の安全と消費者の利益との比較衡量(取引期間における金額による制限など)して消費者契約法に基づいて取り消せるようにすべきではないか。その場合は適格性の原則(金融商品取引法40条,商品取引所法215条等)を日用品等の購入などにも広く適用することも検討すべきであろう。

¹⁸ このような病歴によって民間の施設の入居申し込みが拒絶された場合でも、行政手続法8条のような理由を求めた仕組みはない。

¹⁹ 「開示等の求め」とは、「保有個人データの利用目的の通知(24条2項)、保有個人データの開示(25条1項)、保有個人データの訂正、追加又は削除(26条1項)保有個人データの利用停止又は消去(27条1項)、保有個人データの第三者への提供の停止(27条2項)である。

²⁰ 保佐人や補助人は特定の財産に関する代理権に関する代理権(民法867条の4,876条の9)があれば、その財産に関する「開示等の求め」を請求することができる。

²¹ 個人情報に関する管理につき委任をされたが代理権の付与が明記されていない任意後見契約の任意後見人は、「開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人(法令8条2号)」となっていることから、開示等の求めを行使できない(任意後見契約に関する法律2条1号)。

の求め」ができる。しかし、成年後見人、代理権を付与された保佐人・補助人は財産権の代理権しか有していないことから、身上看護に関する本人の情報の「開示等の求め」を行使することはできない。たとえば、身上看護に関する本人の情報であっても、治療費の額のような情報は財産権に影響することから、情報の開示を求めていく必要もある。この場合も、身上看護に関する本人の情報によって本人の財産への影響を示すことが示すことができなければ、「開示等の求め」を行使することは難しい。財産権に影響する身上看護の情報も、財産に直接的に影響する情報なのか、治療費の軽減を目的とするような間接的に影響する情報なのかによって分ける必要がある。医療費のような直接的に財産権に影響する情報は「開示等の求め」の行使を認めることができるであろうが、カルテや健康診断などのような間接的に影響する情報は「開示等の求め」の行使を認めることができないと考えるべきであろう。

一方、「開示等の求め」には例外規定が多く、個人情報取扱事業者はその全部または一部を拒否することができる。成年後見人等が保有個人データの開示を求めても、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合や個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であれば、個人情報取扱事業者は全部又は一部を開示しなくてもよい(25条各号)。保有個人データの内容の訂正、追加又は削除は、本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由があるとき、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならないとされている。言いかえると、利用目的の達成に必要な範囲内の事実であれば保有個人データの内容の訂正等は行われず、調査を結果、正しければ訂正等をされることはない(26条)。本人が識別される保有個人データが個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱われているという理由(16条)又は偽りその他不正の手段により個人情報を取得されたものであるという理由(17条)によって、成年後見人等から保有個人データの利用の停止又は消去を求められた場合、その求めに理由があることが判明したとき、是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止・消去を行わなければならない(27条1項)。しかし、2つのいずれかの理由でしか成年後見人等は個人情報取扱事業者に対して保有する本人の個人データの利用停止・消去を求めることはできない。

例示した本人を施設から退去させるために、施設が他の施設に個人情報を提供する場合のように、個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない(23条本文)。成年後見人等は、本人の個人データの第三者への提供を本人に代わって同意することはできない。しかし、成年後見人等は本人が識別される保有個人データがあらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供されているという理由によってのみ、成年後見人等が当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められる。そして、その求めに理由があることが判明したとき、すなわちあらかじめ本人の同意を得ていないことがわかったとき、個人情報取扱事業者は遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない(27条2項)。よって、成年後見人があらかじめ同意を与えていれば、成年後見人等は個人情報取扱事業者に対して保有個人データの第三者への提供を停止を求めることはできない。ただし、この場合も例外的に人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、個人情報取扱事業者は本人の同意を得ないで個人データの提供は可能となる(23条但書)。

このように開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止も極めて例外が多い。たとえば後見登記等ファイルから知り得た記録の内容を利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱う場合、本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であれば(16条3項2号)、成年後見人等は個人情報取扱事業者に対して保有する本人の個人データの利用停止・消去を求めることはできない。ただし、偽りその他不正の手段により取得されたものであれば、本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であっても、成年後見人等は個人情報取扱事業者に対して保有する本人の個人データの利用停止・消去を求めることはできるのである。

また施設が他の施設に提供するように、成年後見人等が個人情報取扱事業者に対して保有する本人の個人データの第三者への提供の停止を求めても、本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であれば(23条1項2号)、停止させることはできない。施設内または施設間の情報提供がシステム化されて個人データが送受信されている場合、多額の費用が掛かったり、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止が極めて困難なこともある。その場合、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置²²をとることもできる

²² たとえば送信を停止させるのではなく、送信先に対して送信された個人データの閲覧ができなくするような代替
[37]-4

(27条1項後段2項後段)。「開示等の求め」に対して成年後見人等から求められた措置の全部又は一部について、措置をとらない又はその措置と異なる措置をとる場合は、個人情報取扱事業者は成年後見人等に対して理由を説明して通知することになる(28条)。理由の説明については、必ずしも借地借家法6条のような「正当性」を求めるものではない。これは努力規定であるため、理由を説明せずに通知することもできる。そして、29条3項が適用でなくても、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものとし個人情報として保有できない情報、すなわち「個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの(施行令3条1項1号)」や「個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの(施行令3条1項2号)」については、個人データの保有が認められていないので、成年後見人等であっても個人情報取扱事業者に対して、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を求めることができると解すべきである。

一方、家庭裁判所の後見等の審判を受ける前に、あらかじめ本人が16条や23条の同意を与えていたとしても、その親族が利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取り扱いや第三者への提供を受け入れられないときはどうするか。たとえば本人が特別な病気の遺伝子を持っていて、その遺伝子を親族が引き継いでいる可能性が高いとき、その遺伝情報を第三者に利用させることを本人が同意した場合などが想定され得る。この場合、本人の個人情報である以上、たとえ親族であっても成年後見人等が本人の意思とは異なる個人データの内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を求めることは難しい。たとえ本人があらかじめ16条や23条の同意を与えていなくても、病気の治療のためなど人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取り扱いや第三者への提供は許容される²³。

そして、根本的に15条による個人情報取扱事業者でなければ、個人情報保護法は適用されない。たとえば、入居者が5,000人を超えない老人施設には本法を適用されることはない²⁴。このように個人情報を取り扱う事業者でも特定の個人の数が少ないければ、個人情報保護法は機能せず、プライバシー権の侵害による不法行為請求と差し止め請求をすしかない。比較的規模の大きい医療機関は良いが、患者や入居者が5,000人を超えるような大規模な診療所や老人施設が極めて少ないことを考えると、個人情報保護法の“法の網”に掛らない事業者がたくさん存在することは法の適用にとって決して望ましいとは考えられない。これは、社会システムとそのデザインの不備とも考えられる。

4. 結語(結びにかえて)

このように、成年後見人等は財産権の個人情報に於いて「開示等の求め」は行使できるが、個人情報取扱事業者の保有する個人情報の特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取り扱いや第三者への提供(16条、23条)に対して、あらかじめ本人の代わりに同意を行うことはできない。成年後見制度が成年被後見人の支援のための制度というのであれば、それは妥当と言えよう。

そのため、成年後見人、代理権を付与された保佐人・補助人は、16条や23条による本人のあらかじめの同意が記された契約を締結できないことになる。成年後見人等が気づかずに本人のあらかじめの同意が記された契約を締結しても、個人情報取扱事業者は特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取り扱いや第三者への提供はできないと解すべきであろう²⁵。成年後見人が本人の代わりに16条や23条の同意を認めた方が、本人の利益となることも考えられる。将来的には成年後見人にもこのような同意を認めていく方がよいが、この場合、同意が成年後見人によるプライバシーの侵害行為になり得ることも想定されることから、包括的な代理権の見直しなど成年後見制

措置(特別なIDやパスワードを設定するなど)が考えられる。

²³ 成年後見人等には医療同意権が認められていないと考えられている(小林・原[2002]268頁[5])。しかし、生命や身体に対する情報に対して開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を有することから、成年後見人等は医療に関して自己情報コントロール権の一部を有していると考えらるべきであろう(渋谷[2007]176頁[4])。

²⁴ 正確には、「当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数(を除く)の合計が過去六月以内のいずれの日においても五千を超えない者」については、個人情報保護法2条3項5項の「その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者」に該当するため、個人情報取扱事業者にはならない。(施行令2条)

²⁵ ただし、適用除外(16条3項、23条4項)があるので、たとえば年金資産の再信託であっても、第三者への利用目的の達成に必要な範囲内であれば問題はないことになる(能見[2004]117頁[6])。

度が十分に人権を尊重した規定になっていることが求められる。

たとえばセカンドオピニオンのため、カルテや健康診断書などの身上看護に関する情報が必要になる。このような間接的に本人の財産に影響する情報まで、成年後見人等にも個人情報取扱事業者に対する「開示等の求め」の行使を認められなければ、適正な財産管理は難しくなる。そして、個人情報保護法は例外規定が多いため、成年後見人等が財産管理の代理権しか有しなければ、当該代理権に基づく「開示等の求め」の行使によって情報を100%コントロールすることは困難と言わざるを得ない。たとえば医療過誤が発生しても、成年後見人等はそれを発見することは難しい。

一方、親族への影響も大きい遺伝情報のような極めて特殊な情報について、個人情報保護法をそのまま適用すべきか、親族など影響を受ける者の同意など法改正や特別な法律の制定という議論はある程度必要であろう²⁶。そして、遺伝情報は特許権のような知的財産権と結びつく可能性は高く²⁷、国家的な戦略が必要になるものと考えられる²⁸。

また、個人情報取扱事業者に該当しなければ、これに応ずる必要はないことから、高齢者・障がい者を対象とする施設や医療機関など個人情報を管理しなければならないものに対しては、個人情報保護法の適用範囲を変えるなど、産業の種類によって法の適用範囲を変える必要があるのではないか。

最後に、高齢者・障がい者に対する個人情報の保護を組み込んだ新たな社会システムを構築する方法として、プライバシー・バイ・デザイン(Privacy by Design : PbD)の導入を提唱したい。事前にプライバシー対策を講ずるカナダのオンタリオ州の情報プライバシー・コミッショナーA.カブキアンが提唱する手法である²⁹。プライバシーの侵害が発生する前に予防的に運営できるものとして期待されている³⁰。後見登記簿においても、利用価値が高いものとする。これまで述べたように、高齢者や障がい者は、自らプライバシーの侵害を主張することが難しく、個人情報保護も成年後見人等による開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止にも限界がある。高齢者や障がい者に対する PbD の構築とプライバシー・コミッショナー(Information Commissioner³¹)³²のような第三者機関の設置が求められる。

引用,参考文献

- [1] 芦部信善, 憲法(第四版) 岩波書店 [2007]
- [2] 宇賀克也, 個人情報保護法の逐条解説第4版 有斐閣 [2013]
- [3] 佐藤幸治, 憲法(現代法律学講座) 青林書院 [1995]
- [4] 渋谷秀樹, 憲法 有斐閣 [2007]
- [5] 小林昭彦 原司, 平成11年民法一部改正法等の解説 法曹会編 [2002]
- [6] 能見善久, 現代信託法 有斐閣 [2004]
- [7] Warren and Brandeis The Right to Privacy, Harvard Law Review [1890]
- [8] William L. Prosser, Privacy California Law Review Vol.48 No.3 [1960]
- [9] Francis. S. Collins, Language of Life DNA and the Revolution in Personalized Medicine, Harper [2010]
(翻訳) 矢野真千子 遺伝子医療革命 ゲノム科学がわたしたちを変える NHK 出版 [2011]
- [10] Ann Cavoukian The Information and Privacy Commissioner of Ontario, Privacy by Design, (翻訳) アン・カブキアン 堀部政男 JIPDEC プライバシー・バイ・デザイン 日経 BP 社 [2012]

²⁶ 法改正や特別な法律の制定という議論を進める場合、遺伝情報だけではなくバイオメトリックス(Biometrics 生体情報)まで含めるべきかという考えもあろう。だが、指紋、眼球の虹彩、声紋などの生体認証は既に広く普及していることから、生体情報について、個人情報保護法以外の法の適用について現在議論することは難しいと言わざるを得ない。また、このような法改正などは、後見登記簿のような情報の公開にも影響するものと考えられる。遺伝情報と後見登記簿を関連づけないなどの配慮が必要になろう。

²⁷ 高齢者は病気の発生率が高く、将来の遺伝子治療の研究に役立つものと考えられる。

厚生労働省 平成23年患者調査概要 推計患者数 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kanja/11/dl/01.pdf>

²⁸ Collins[2010][9]

²⁹ <http://www.privacybydesign.ca/>

³⁰ カブキアン[2012][10]

³¹ <http://www.ico.org.uk/>

³² プライバシー・コミッショナーは、監視しなから法的なグレーゾーンの対応が求められる。プライバシーの法的なグレーゾーンへの対応策としてADR(裁判外紛争解決手続)の利用が考えられる。